

福島～山口 いのちの会 会則

第1条 (名称)

本会は、「福島～山口 いのちの会」と称する（以下「本会」という）

第2条 (目的)

本会は、原発事故に遭遇した、福島県内の子どもたちを山口に招き入れ、心身の保養と交流を深めるとともに、東日本からの移住者支援を行うことを目的とする。

第3条 (事務所)

本会の事務所は、山口市小郡上郷2873ヒュッテ桂谷ランプの宿に置く。

第4条 (事業)

本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 福島の子どもたちの心身の保養交流事業
- (2) 原発事故に伴う東日本からの移住者支援事業
- (3) その他必要な事業

第5条 (会員)

本会の目的に賛同するものとする。

会員には次のものがある。

正会員：総会、役員会での決議、決定に関わる

賛助会員：経済的支援を継続して行う

サポーター会員：必要に応じて、経済、物品、専門、行事支援を行う

第6条 (役員)

本会運営のため次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 事務局会計 2名
- (3) 監査 2名
- (4) 運営委員 若干

(5) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない

第7条 (職務)

役員は次の職務を行う。

- (1) 代表は、本会を代表し、業務を総理する
- (2) 事務局は、事務連絡、会計、活動記録等を担当する
- (3) 運営委員は、代表、事務局を補佐しながら本会を運営する
- (4) 監査は、活動及び会計の執行に関して適正に実施されているか監査を行い、総会で報告する

第8条 (活動資金)

本会の活動に関する資金は、以下の通りとする。

- ・正会員会費：年2000円
- ・賛助会員：年1000円（一口×何口でも）
- ・サポーター会員：*物品支援*専門支援*行事支援などに協力
- ・寄附金・募金
- ・支援物品の販売収入
- ・チャリティー事業収入
- ・助成金
- ・その他

第9条 (会の運営・決議機関)

総会は本会の最高決議機関とし、事業計画および予算・決算の審議、承認を行う。

役員会は、総会の決定を受け、本会の事業を執行する。

本会の会議は、運営委員会と称し、必要に応じて随時開催する。

第10条 (会の設立、活動年度)

本会は、任意団体として、平成25年7月1日に設立する。

活動年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

付則 この会則は、平成25年度7月1日より施行する。